

千葉県土地区画整理事業仮設住宅管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）に伴い、に伴い、事業地区内の建物の移転に際し、居住者の移転期間中の仮居住に供する仮設住宅（専用敷地及び付帯設備がある場合にあつてはこれらを含む。以下「住宅」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 住宅を使用できる者は、事業の施行に伴い移転を必要とする建物に現に住んでいる者で、移転期間中に居住するための居住を自ら確保することが困難な者とする。

(使用許可)

第3条 住宅を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始しようとする日の7日前までに仮設住宅使用願（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により住宅の使用を許可したときは、仮設住宅使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(入居の手続き)

第4条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可のあった日から7日以内に誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用期間)

第5条 住宅の使用期間は、建物の移転に要する期間を基準として、市長が必要と認めた期間とする。

2 使用者は、使用期間内に建物移転が完了しないとき、その他やむを得ない事由により使用期間の延長を必要とするときは、仮設住宅使用変更願（様式第4号）を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用期間の延長を許可したときは、仮設住宅使用変更許可書（様式第5号）を使用者に交付するものとする。

(継承使用)

第6条 使用者が死亡し、または、住宅を退去した時は、その同居者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

2 前項に規定する事由が生じた場合で、同居者が引き続き住宅を使用しようとするときは、当該同居者は、前項の届出と同時に仮設住宅使用願を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、継承使用に伴う手続きは、新たに住宅を使用する場合の例による。

(使用料)

第7条 住宅の使用料は、無料とする。

(使用者の費用負担)

第8条 次の各号に掲げる費用は、住宅の使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料。
- (2) 汚水、塵芥の処理に要する費用。
- (3) その他使用者が住宅を維持管理するために必要な費用。

(使用者の管理義務)

第9条 使用者は住宅の使用に当たっては、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅を居住以外の用途に使用すること。
- (2) 住宅を転貸し、またはその使用に係る権利を譲渡すること。
- (3) 市長が特に認めた場合を除き、建物移転の際の同居家族以外の者を入居させること。
- (4) 市長が特に認めた場合を除き、住宅の増築、改築、又は模様替え、その他これらに類する行為をすること。

3 使用者の故意、又は、過失によって住宅を滅失、又は毀損したときは、使用者は速やかに使用者の負担において、住宅を原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者立会いのもとに立入調査を行い、又は必要な事項について指示することができる。

(住宅の返還)

第11条 使用者は、建物移転が完了したときは、住宅を原形に復したうえ、速やかに、これを返還しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の7日前までに仮設住宅返還届（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(住宅の明渡請求)

第12条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、その使用を取り消すとともに、使用者に対して、期限を定めて住宅の明渡を請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けていたとき。
- (2) 正当な理由なく15日以上継続して住居を使用しないとき。
- (3) 第3条第2項の規定により市長が付した条件を使用者が履行しないとき。
- (4) この要綱に使用者が違反したとき。
- (5) その他市長が住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の明け渡し請求を受けた場合において、使用者は、これによって生じた損害の賠償その他の請求をすることができないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、住宅の管理に必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は平成5年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

仮設住宅使用願

千葉都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 千葉市

代表者 千葉市長 様

(申請者)

住所

氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

このたび土地区画整理事業用仮設住宅を建物移転完了まで使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- | | | | | |
|-----------------|-----|----|----|---|
| 1 仮設住宅の
所在地 | 千葉市 | 丁目 | 番地 | |
| | | 階 | 号室 | |
| 2 仮設住宅の
使用期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 3 入居者 | | | | |

様式第2号

千葉市指令 第 号
年 月 日

仮設住宅使用許可書

住所
氏名 様

千葉都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 千葉市
代表者 千葉市長

年 月 日付で使用願のあった仮設住宅の使用を、下記の条件を付して使用を許可します。

記

1 仮設住宅の所在地 千葉市 丁目 番地
階 号室

2 使用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 使用条件

- (1) 住宅を住居以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 火災及び衛生管理に特に注意すること。
- (3) 許可なく仮設住宅の模様替え、設備の変更をしてはならない。
- (4) 故意または過失によって、仮設住宅を毀損、滅失したときは施行者の定める損害を賠償しなければならないこと。
- (5) 仮設住宅を転貸し、又はその権利を譲渡することはできないこと。
- (6) 仮設住宅の使用に当たって、周辺の環境を乱し、または他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
- (7) 不適当な使用をしたときは、施行者は使用許可を取り消すことができること。
この場合において、施行者に対して損害の賠償その他の請求をすることができないこと。
- (8) 光熱水費、衛生費、その他仮設住宅の維持、管理に必要な経費を負担すること。

(9) 移転完了後は、直ちに仮設住宅を明け渡すこと。

様式第3号

年 月 日

誓 約 書

千葉都市計画事業 土地区画整理事業
施 行 者 千 葉 市
代 表 者 千葉市長 様

千葉市所有の土地区画整理事業用仮設住宅の使用について、千葉市土地区画整理事業仮設住宅管理要綱を遵守し、建物移転完了後は、速やかにこれを返還することを誓約します。
なお、返還の不履行の場合は、貴市のいかなる措置にも異議申し立ていたしません。

(使用者)

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(仮設住宅の所在地)

千葉市

丁目

番地

階

号室

仮設住宅使用変更願

千葉都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 千葉市

代表者 千葉市長 様

(使用者)

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号で使用許可を受けました
仮設住宅について、下記の理由により使用期間の延長をお願いします。

記

1 仮設住宅の 自 年 月 日
使用期間 至 年 月 日

2 仮設住宅の 千葉市 丁目 番地
所在地 階 号室

3 理 由

様式第5号

千葉市指令 第 号
年 月 日

仮設住宅使用変更許可書

住所

氏名 様

千葉都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 千葉市
代表者 千葉市長

年 月 日付で使用変更願のあった、仮設住宅の使用期間の延期について、次の条件を付して許可します。

記

- 仮設住宅の所在地 千葉市 丁目 番地
階 号室
- 使用延期期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 条件

期間満了の時は速やかに仮設住宅を明け渡すこと。

様式第6号

年 月 日

仮設住宅返還届

千葉都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 千葉市
代表者 千葉市長 様

住所

氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の仮設住宅を返還いたしますので、検査を受けたくお届けいたします。

記

- 1 仮設住宅の 所在地 千葉市 丁目 番地 階 号室
- 2 返還期日 年 月 日
- 3 転出先

検査確認日	年 月 日
確認者	㊟